

# 保育英検合格者向け資格呼称と資格証付与について

一般社団法人 保育英語検定協会

※本書においては、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の保育士として登録した方を保育士と記載しています。

## 趣 旨

保育分野で活躍できる英語力を有する人材のニーズの高まりを受け、保育英語を習得した人材であることをより一層明示するため、新たな資格呼称と資格証の付与を下記要領で行います。

## 対 象

保育英語検定2014年度春季検定以降の3級、2級、準1級、1級検定合格者  
(2013年度初春検定(2014年2月第3日曜日実施)以前の対象級合格者については、「特別措置」をご覧ください)

(2015年度秋季検定より、保育英検4級・5級を含め全級の合格者には全員、試験結果データと共に合格証を交付することとします。)

## 資格呼称

保育英語士区分	対象級合格者で且つ保育士でない方に付与する資格呼称
G-1 保育英検1級合格者	1級保育英語士
G-P1 保育英検準1級合格者	準1級保育英語士
G-2 保育英検2級合格者	2級保育英語士
G-3 保育英検3級合格者	3級保育英語士

イングリッシュ保育士区分	対象級合格者で且つ保育士の方に付与する資格呼称
S-1 保育英検1級合格者	イングリッシュ エキスパート 保育士
S-P1 保育英検準1級合格者	イングリッシュ マスター 保育士
S-2 保育英検2級合格者	イングリッシュ プリマスター 保育士
S-3 保育英検3級合格者	イングリッシュ サポート 保育士

## 有効期間

資格は、合格した検定の一般公開試験日（第3日曜日）から3年後の対応する試験日（第3日曜日）まで有効とします。  
(例 2015年度春季検定合格者の資格証有効期間は2015年7月第3日曜日から2018年7月第3日曜日まで)

## 資格の更新

(いずれか選択)

- ① 有効期間満了日もしくは直前実施の検定試験を受験し合格すること (\*更新受験の受験料は半額。10円単位以下は切り捨て)
- ② 指定講習会に参加し、実力確認試験に合格すること (期間満了前3か月以内の日曜日2日間。詳細は2016年4月1日発表予定)

## 申請受付

資格証申請は2015年12月1日（火）より受付を開始します。

## 申請種類

- 1・新規申請
- 2・再発行申請
- 3・切替申請

所定の新規申請書(書式①)もしくは書式②)いずれかをもって手続きを行ってください。

住所変更、苗字変更もしくは紛失による資格証の再発行は、所定の再発行申請書（書式③）をもって手続きを行ってください。

資格証有効期間内に、上位級に合格もしくは保育士登録などにより、新たに資格証発行を希望する場合は、所定の切替申請書(書式④)をもって手続きを行ってください。尚、保有する資格証は返還ください。(1名1資格証の原則)  
なお、保育英語士区分の資格証からイングリッシュ保育士区分の資格証への切り替え発行は、無料です。

## 申請料金

- ① 上記1,2,3いずれの申請も 2,000円です。(ただし、保育英語士区分からイングリッシュ保育士区分への切り替え申請は無料)

## 支払い方法

- ② 郵便局払込もしくは銀行振込の上、振込票を申請書所定の箇所に貼付ください。

郵便局	口座番号	00100-1-362354	加入者名	一般社団法人 保育英語検定協会
銀行	りそな銀行	麻布支店 (普)	1689120	一般社団法人 保育英語検定協会

## 申請方法

郵送での申込みのみです。(ネット申請はできません)

## 必要書類

- ① 振込票の貼付された所定の申請書
- ② 4cmX3cmの上半身カラー写真 2枚 (そのうち1枚は申請書に貼付)
- ③ イングリッシュ保育士区分の申請には、児童福祉法に基づく交付された保育士証コピー

## 交付方法

申請書受領後、資格付与の適格性を審査し、必要に応じて審査結果を通知します。(原則メール通知です)  
(注：イングリッシュ保育士区分の保育士を証する「保育士証」については、都道府県の所管部署に照会する場合があります。)  
申請手続き終了後、資格証を簡易書留郵送にて交付します。但し、申請受付開始直後2か月は相当枚数交付が予測されるため、交付時期が遅延することもあります。

## 交付保留

申請級合格者であっても、資格証交付に不適格と判断した場合は、通知の上、交付を保留することがあります。保留の理由は開示しません。この場合、申請書は申請者に返送し、申請料は銀行振込により払い戻します。(申請料のみ)

## 返還請求

保育士資格喪失の事態(取消し行政処分)となった場合、交付したイングリッシュ保育士区分の資格証は行政処分日をもって無効となりますので、資格証を速やかに返還ください。

保育士資格喪失の場合、保育英語士区分の資格証への切替えには応じません。

## 特別措置

### (再受験)

- ① 「2013年度初春検定以前の対象級合格者」については、2015年度初春検定(2016年2月第3日曜日実施)で同級を無料で受験できる機会を提供します。詳しくは「資格証申請に伴う再受験について」をご覧ください。
- ② 特別措置受付期間は2015年度初春検定申込み期間(2015年11月16日より2016年1月25日まで)と同一期間とします。
- ③ 無料受験の機会提供の告知は、ホームページ掲載をもって行います。尚、団体受験者については団体受験責任者に通知をお願いします。
- ④ 合格した場合、2015年度初春検定実施日より3年間資格有効となります。
- ⑤ 2013年度初春検定以前の合格級以外の級の受験を行う場合は、当該級については通常の検定申込み(検定料発生)となります。  
\*2014年度春季検定以降の検定で、上位の級にすでに合格している場合は特別措置の対象外。

(2015年度秋季検定より、保育英検4級・5級を含め全級の合格者には全員、試験結果データと共に合格証を交付することとします。)